

明治安田 インドネシア債券ファンド (毎月決算型)

追加型投信/海外/債券



投資信託説明書(交付目論見書)

使用開始日 2021.8.7

本書は、金融商品取引法第13条の規定に基づく目論見書です。 ご購入に際しては、本書の内容を十分にお読みください。

明治安田インドネシア債券ファンド (毎月決算型) の受益権の募集については、明治安田アセットマネジメント株式会社は、金融商品取引法(昭和 23 年法律第 25 号)第 5 条の規定により有価証券届出書を 2021 年 8 月 6 日に関東財務局長に提出しており、2021 年 8 月 7 日にその届出の効力が生じております。

ファンドに関する投資信託説明書(請求目論見書)を含む詳細な情報は下記の委託会社インターネットホームページで閲覧およびダウンロードすることができます。

本書には約款の主な内容が含まれておりますが、約款の全文は投資信託説明書(請求目論見書)に添付されております。

ファンドの販売会社、ファンドの基準価額等については、下記の照会先までお問合わせください。

明治安田アセットマネジメント株式会社

電話番号: 0120-565787

(受付時間は、営業日の午前9時~午後5時)

ホームページアドレス: https://www.myam.co.jp/

委託会社のホームページは こちらからご覧頂けます。





商品分類			属性区分				
単位型・ 追加型	投資対象 投資対象資産 地域 (収益の源泉)		投資対象資産	決算頻度	投資対象 地域	投資形態	為替ヘッジ
追加型	海外	債券	その他資産 (投資信託証券 (債券 一般))	年12回 (毎月)	アジア	ファミリー ファンド	なし

※属性区分に記載している「為替ヘッジ」は、対円での為替リスクに対するヘッジの有無を記載しております。

上記、商品分類および属性区分の定義等については、一般社団法人投資信託協会ホームページ(URL:https://www.toushin.or.jp/)で閲覧が可能です。

当ファンドは、投資信託及び投資法人に関する法律に基づいて組成された金融商品であり、同法では商品内容の重大な変更に関して事前に投資者(受益者)の意向を確認する手続き等が規定されております。

また、当ファンドの信託財産は、受託会社により保管されますが、信託法によって受託会社の固有財産等との分別管理等が義務付けられています。

投資信託別書 (請求目論見書) については、販売会社にご請求いただければ当該販売会社を通じて交付いたします。なお、販売会社に請求目論見書をご請求された場合は、その旨をご自身で記録しておくようにしてください。

<委託会社> 明治安田アセットマネジメント株式会社

金融商品取引業者 関東財務局長(金商)第405号

設立年月日:1986年11月15日

資本金:10億円

運用する投資信託財産の合計純資産総額:20,771億円

(資本金・運用純資産総額は2021年5月末現在) 〔ファンドの運用の指図等を行います。〕

<受託会社> みずほ信託銀行株式会社

〔ファンドの財産の保管および管理等を行います。〕



1. ファンドの目的・特色

■ ファンドの目的

明治安田インドネシア債券マザーファンド(以下「マザーファンド」ということがあります。) を通じて、インドネシア国債およびインドネシアルピア建国際機関債ならびにそれらに準ずる 債券へ実質的に投資することにより、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保を目指 して運用を行います。

■ ファンドの特色



主として、インドネシア国債およびインドネシアルピア建国際機関債ならびにそれらに準ずる債券に投資し、信託財産の中長期的な成長と安定的な収益の確保をめざして 運用を行います。

くご参考>



通貨	インドネシア ルピア(IDR)
国債信用力	Baa2(Moody's)
面積	約192万km(日本の約5倍)
人口	約2.70億人(2020年)
首都	ジャカルタ
言語	インドネシア語
主要産業	製造業(輸送機器(二輪車等),飲食品等) 農林水産業(バーム油,ゴム,米,ココア, キャッサバ,コーヒー豆等) 商業・ホテル・飲食業 鉱業(LNG,石炭,錫,石油等)

出所:2021年5月20日時点の外務省データを基に明治安田アセットマネジメント作成

2

毎月の決算時に収益の分配を行うことをめざします。

毎月10日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、配当等収益と売買益等から分配を行います。ただし、分配を行わない場合もあります。 詳しくは後述の分配方針をご確認下さい。



市場環境、経済情勢、金利・物価等の動向を踏まえ、ポートフォリオを構築します。



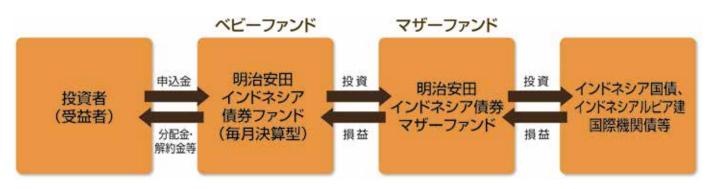
原則として為替ヘッジは行いません。

実質組入外貨建資産については、対円での為替ヘッジは原則として行いません。 そのため、為替変動による影響を受けます。



■ ファンドの仕組み

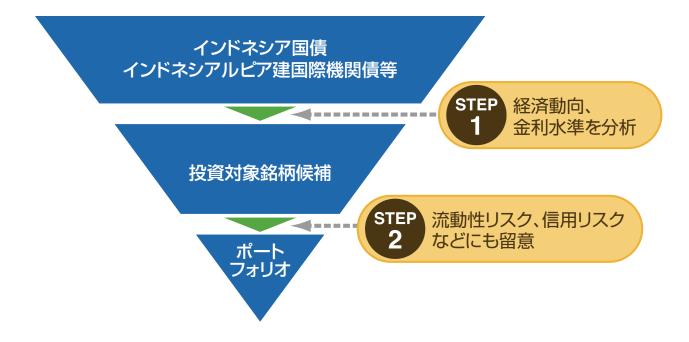
ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式とは、お客さまからご投資いただいた資金をベビーファンドとしてまとめ、その資金を主としてマザーファンドに投資することにより、実質的な運用をマザーファンドで行う仕組みです。



※損益はすべて投資者である受益者に帰属します。

■ 運用プロセス

インドネシアおよび世界各国の経済動向、金利水準を分析し、投資対象銘柄候補の絞込みを行います。更に、流動性リスクや信用リスクにも留意した上でポートフォリオ構築を行います。





■ 主な投資制限

■株式への投資割合	株式への投資は、転換社債の転換および新株予約権の行使等により取得したものに限ります。また、株式への実質投資割合は信託財産の純資産総額の10%以下とします。			
■外貨建資産への投資割合	外貨建資産への実質投資割合には制限を設けません。			
投資信託証券への 投資割合	投資信託証券(マザーファンド受益証券を除きます。)への実質 投資割合は、信託財産の純資産総額の5%以内とします。			
■デリバティブの使用	資産の効率的な運用に資するためならびに価格変動リスク等を回避するため約款所定の範囲でデリバティブを利用することがあります。			

■ 分配方針

- ◆ 毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)に決算を行い、以下の収益分配方針に基づき分配を 行います。
 - ①分配対象額の範囲は、経費控除後の繰越分を含めた配当等収益と売買益(評価益を含みます。)等の全額とします。
 - ②収益分配金額は、基準価額水準、市況動向等を勘案して決定します。ただし、必ず分配を行うものではありません。
 - ③収益分配にあてず信託財産内に留保した利益の運用については、特に制限を設けず、委託者の判断に基づき、元本部分と同一の運用を行います。



- ※上記はあくまでもイメージ図であり、ファンドの将来の投資成果および収益分配金のお支払いを 約束するものではありません。
- ※将来の収益分配金の支払いおよびその金額について示唆・保証するものではありません。

資金動向、市況動向等によって前記のような運用ができない場合があります。

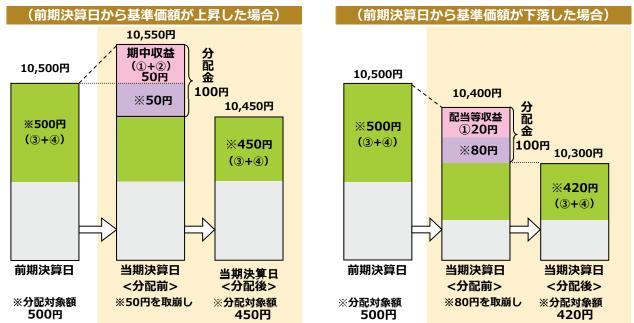


●分配金は、預貯金の利息とは異なり、投資信託の純資産から支払われますので、分配金が支払われると、 その金額相当分、基準価額は下がります。



- *上記は投資信託での分配金の支払いをイメージ図にしたものです。
- ●分配金は、計算期間中に発生した収益(経費控除後の配当等収益および評価益を含む売買益)を超えて支払われる場合があります。その場合、当期決算日の基準価額は前期決算日と比べて下落することになります。また、分配金の水準は、必ずしも計算期間におけるファンドの収益率を示すものではありません。

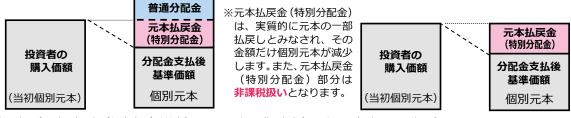
《計算期間中に発生した収益を超えて支払われる場合》



- (注)分配対象額は、①経費控除後の配当等収益、②経費控除後の評価益を含む売買益、③分配準備積立金、④収益調整金です。分配金は、 分配方針に基づき、分配対象額から支払われます。
- *上記はイメージであり、実際の分配金額や基準価額を示唆するものではありません。
 - ●投資者のファンドの購入価額によっては、分配金の一部または全部が、実質的には元本の一部払戻しに相当する場合があります。ファンドの購入後の運用状況により、分配金額より基準価額の値上がりが小さかった場合も同様です。

(分配金の一部が元本の一部払戻しに相当する場合) (分配金

(分配金の全部が元本の一部払戻しに相当する場合)



普通分配金:個別元本(投資者(受益者)のファンドの購入価額)を上回る部分からの分配金です。

元本払戻金(特別分配金):個別元本を下回る部分からの分配金です。分配後の投資者(受益者)の個別元本は、元本払戻金 (特別分配金)の額だけ減少します。

(注) 普通分配金に対する課税については、後掲「手続・手数料等」の「ファンドの費用・税金」をご参照下さい。



■ 基準価額の変動要因

明治安田インドネシア債券ファンド (毎月決算型) は、マザーファンドを通じて、債券 (公社債) など値動きのある証券に投資しますので、基準価額は変動します (外貨建資産には為替変動リスクもあります。)。

したがって、金融機関の預貯金と異なり投資元本は保証されず、元本を割り込むおそれがあります。また、ファンドの信託財産に生じた利益および損失は、すべて受益者に帰属します。 なお、ファンドが有する主なリスクは以下の通りです。

く主な変動要因>

債券価格 変動リスク	信券(公社債等)の価格は、金融情勢・金利変動および信用度等の影響を受けて変動します。一般に債券の価格は、市中金利の水準が上昇すると下落します。保有する債券価格の下落は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。 格付の低い債券については、格付の高い債券に比べ、価格が大きく変動する可能性があり、かつ発行体が債務不履行になるリスクが高いと想定されます。
為替変動 リスク	外貨建資産への投資については、為替変動による影響を受けます。ファンドが保有する外貨建資産の価格が現地通貨ベースで上昇する場合であっても、当該現地通貨が対円で下落(円高)する場合、円ベースでの評価額は下落することがあります。 為替の変動(円高)は、ファンドの基準価額を下げる要因となります。
カントリーリスク	投資対象国の経済や政治等の不安定性に伴う有価証券市場の混乱により当該投資国に 投資した資産の価値が大きく下落することがあります。 また、新興国への投資は一般的に先進国と比べてカントリーリスクが高まる場合があ ります。
信用リスク	投資している有価証券等の発行体において、利払いや償還金の支払い遅延等の債務不履行が起こる可能性があります。 また、有価証券への投資等ファンドに関する取引において、取引の相手方の業績悪化や倒産等による契約不履行が起こる可能性があります。

[※] 基準価額の変動要因は上記に限定されるものではありません。

■ その他の留意点

- ●有価証券を売買しようとする際、需要または供給が少ない場合、希望する時期・価格・数量による売買ができなくなることがあります。
- ●当ファンドは、ファミリーファンド方式で運用を行います。ファミリーファンド方式には運用の効率 性等の利点がありますが、マザーファンドにおいて他のベビーファンドの追加設定・解約等に伴う売 買等を行う場合には、当ファンドの基準価額は影響を受けることがあります。
- ●資金動向、市況動向等によっては、投資方針に沿う運用ができない場合があります。
- ●収益分配は、計算期間中に発生した運用収益(経費控除後の配当等収益および売買益(評価益を含みます。))を超えて行われる場合があるため、分配水準は必ずしも当該計算期間中の収益率を示すものではありません。投資者の個別元本(追加型投資信託を保有する投資者毎の取得元本)の状況により、分配金額の全部または一部が、実質的に元本の一部払戻しに相当する場合があります。

分配金は純資産から支払われるため、分配金支払いに伴う純資産の減少により基準価額が下落する要因となります。当該計算期間中の運用収益を超える分配を行う場合、当期決算日の基準価額は前期決算日の基準価額と比べ下落することとなります。

当ファンドのお取引に関しては、金融商品取引法第37条の6の規定(いわゆるクーリング・オフ)の適用はありません。

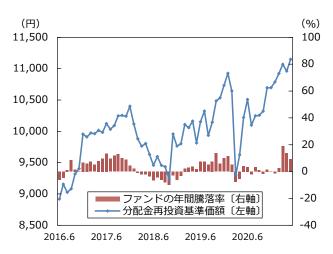


リスクの管理体制

ファンドの運用にあたっては、社内規程や運用計画に基づき、運用部門が運用プロセスの中でリスクコントロールを行います。また、運用部門から独立した部署により諸リスクの状況が確認され、各種委員会等において協議・報告される体制となっています。

■ 参考情報

当ファンドの年間騰落率および 分配金再投資基準価額の推移



- ※グラフは、ファンドの5年間の各月末における分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出しており、実際の基準価額と異なる場合があります。以下同じ。)および各月末における直近1年間の騰落率を表示しています。
- ※年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額を もとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した 年間騰落率とは異なる場合があります。

当ファンドと他の代表的な 資産クラスとの騰落率の比較

対象期間:2016年6月~2021年5月



- ※グラフは、ファンドと他の代表的な資産クラスを定量的に比較できるように、5年間の各月末における直近1年間の騰落率データ(60個)を用いて、平均、最大、最小を表示したものです。
- ※ファンドの年間騰落率のデータは、各月末の分配金再投資基準価額(税引前の分配金を再投資したものとして算出)をもとに計算しており、実際の基準価額に基づいて計算した年間騰落率とは異なる場合があります。
- ※すべての資産クラスが、当ファンドの投資対象とは限りません。

<各資産クラスの指数について>

資産クラス	指数名称	権利者
日本株	東証株価指数(TOPIX)(配当込み)	株式会社東京証券取引所
先進国株	MSCI-KOKUSAI(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
新興国株	MSCI エマージング・マーケット・インデックス(配当込み・円換算ベース)	MSCI Inc.
日本国債	NOMURA-BPI(国債)	野村證券株式会社
先進国債	FTSE 世界国債インデックス(除く日本、ヘッジなし・円ベース)	FTSE Fixed Income LLC
新興国債	JP モルガン GBI-EM グローバル・ダイバーシファイド(円ベース)	J.P.Morgan Securities LLC

- (注)海外指数は、対円での為替ヘッジなしによる投資を想定して、各月末の指数値を円換算または円ベースとしています。
- ※各指数に関する著作権等の知的財産権、その他一切の権利は、上記に記載の各権利者に帰属します。
- また、各権利者は、当ファンドの運用成果等に関し一切責任を負いません。
- 各指数の内容について、詳しくは投資信託説明書(請求目論見書)をご覧ください。



最新の運用状況は委託会社のホームページで確認することができます。

- ① 右記のコードを読み込む (承認・選択等が必要な場合があります)。
- ② 当ファンドのページが表示されます。
- ③ 最新の運用状況(月次レポート等)をご確認ください。



3. 運用実績

2021年5月31日現在

分配の推移

分配金の推	移		
2021年 5月	70円		
2021年 4月	70円		
2021年 3月	70円		
2021年 2月	70円		
2021年 1月	70円		
直近1年間累計	960円		
設定来累計	6,620円		
※分配金は、10,000口あたりの税引前の金額			

※方能金は、10,000円のたりの代与前の金額

基準価額	6,630円
純 資 産 総 額	137百万円

基準価額・純資産の推移

純資産総額(右軸) ——分配金再投資基準価額(左軸) ——基準係	西額(左軸)
20,000	(百万円)
15,000	1,500
10,000	1,000
5,000 -	- 500
0 11/11 12/11 13/11 14/11 15/11 16/11 17/11 18/11 19/11 20	0)/11 (年/月)

※分配金再投資基準価額は信託報酬控除後のものであり、分配金実績が あった場合に税引前分配金を再投資したものとして算出しています。

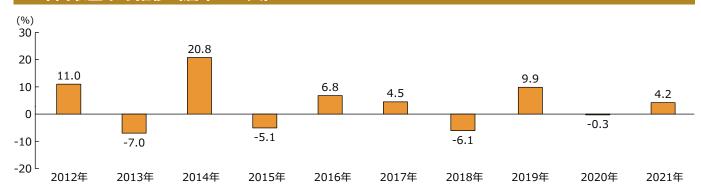
主要な資産の状況

組入銘柄(マザーファンド)

	銘柄名	利率(%)	償還期限	国/地域	種類	投資比率(%)
1	EUROPEAN INVT BK 7.4%	7.4	2022年1月24日	国際機関	特殊債券	68.31
2	INTERAMER DEV BK 6.25%	6.25	2021年6月15日	国際機関	特殊債券	15.17
3	EURO BK RECON&DV 6.25%	6.25	2021年12月22日	国際機関	特殊債券	5.65
4	INDONESIA GOV'T 8.25%	8.25	2021年7月15日	インドネシア	国債証券	4.52

[※]投資比率はマザーファンドの対純資産総額比

年間収益率の推移(暦年ベース)



- ※収益率は分配金(税引前)を再投資したものとして算出しています。
- ※2021年は5月末までの収益率を表示しています。
- ※ファンドにはベンチマークはありません。
- ※最新の運用状況は委託会社のホームページでご確認することができます。
- ※ファンドの運用実績はあくまで過去のものであり、将来の運用成果等を約束するものではありません。



■ お申込みメモ

購	入	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
購	Д	価	額	購入申込受付日の翌営業日の基準価額とします。 (基準価額は1万口当たりで表しています。以下同じ。) ※基準価額は販売会社または委託会社へお問合わせください。
購	入	代	金	販売会社が指定する期日までに販売会社においてお支払いください。
換	金	単	位	販売会社が定める単位とします。詳しくは販売会社へお問合わせください。
換	金	価	額	換金申込受付日の翌営業日の基準価額から 0.3%の信託財産留保額を控除した額とします。
換	金	代	金	原則として、換金申込受付日から起算して7営業日目から受益者に支払います。
申	込締	切時	間	原則として、販売会社の営業日の午後3時までに販売会社が受付けた分を当日の申込みと します。
7	入 · 込 不			ニューヨーク証券取引所、ニューヨークの銀行、ロンドン証券取引所、ロンドンの銀行、インドネシア証券取引所、インドネシアの銀行の休業日。また、イスラム教に関連する休業日の影響により債券の売買が出来ない場合には申込みの受付を不可とする場合があります。
購	入の申	込期	間	2021年8月7日から2021年11月8日
換	金	制	限	信託財産の資金管理を円滑に行うため、大口の換金の申込みには制限を設ける場合があります。
申		tの中	止	金融商品取引所等における取引の停止、外国為替取引の停止、決済機能の停止その他 やむを得ない事情があるときは、申込みの受付を中止すること、およびすでに受付け た申込みの受付を取消すことがあります。
信	託	期	間	2011年11月16日から2021年11月10日
繰	F	償	還	受益権の口数が信託契約締結日から3年経過後以降において10億口を下回ることとなった場合、またはこの信託契約を解約することが受益者のため有利であると認めるとき、もしくはやむを得ない事情が発生したときは、受託会社と合意のうえ、この信託契約を解約し、信託を終了させることができます。
決	算	į	日	毎月 10 日(休業日の場合は翌営業日)
収	益	分	配	年 12 回決算を行い、収益分配方針に基づいて分配を行います。 ※当ファンドには「分配金受取りコース」と「分配金再投資コース」があります。なお、 お取扱い可能なコースおよびコース名については、異なる場合がありますので、販売 会社へお問合わせください。
信	託金σ	限度		500 億円
公			告	原則、電子公告により行い、ホームページに掲載します。 https://www.myam.co.jp/
運	用朝	3 告	書	5月および11月の計算期間終了時および償還時に作成のうえ、交付運用報告書は、販売会社を通じて信託財産にかかる知れている受益者に交付します。
課	税	関	係	課税上は、株式投資信託として取り扱われます。 公募株式投資信託は税法上、少額投資非課税制度の適用対象です。 配当控除、益金不算入制度の適用はありません。



■ ファンドの費用・税金

投資者が直接的に負担する費用

購入時手数料

購入価額に、3.3%(税抜3.0%)を上限として販売会社が定める率を乗じて得た額と します。詳細については、お申込みの各販売会社までお問合わせください。

※購入時手数料は、購入時の商品説明、事務手続き等の対価として販売会社にお支払 いいただきます。

信託財産留保額

換金申込受付日の翌営業日の基準価額に 0.3%の率を乗じて得た額を、ご換金時にご 負担いただきます。

投資者が信託財産で間接的に負担する費用

ファンドの純資産総額に対し、**年 1.364%(税抜 1.24%)**の率を乗じて得た額がファ ンドの計算期間を通じて毎日計上され、ファンドの日々の基準価額に反映されます。 なお、毎計算期末または信託終了のとき、信託財産中から支払われます。運用管理費 用(信託報酬)の実質的な配分は次のとおりです。

<内訳>

配分	料率(年率)
委託会社	0.495% (税抜 0.45%)
販売会社	0.825% (税抜 0.75%)
受託会社	0.044%(税抜 0.04%)
合計	1.364% (税抜 1.24%)

運用管理費用 (信託報酬)

<内容>

支払い先	役務の内容	
委託会社	ファンドの運用、基準価額の算出、法定書類(目論見書、運用報告書、 有価証券報告書・届出書等)の作成・印刷・交付および届出等にかかる 費用の対価	
販売会社	販売会社 購入後の情報提供、運用報告書等各種書類の送付、口座内でのファントの管理等の対価	
受託会社	ファンド財産の管理、委託会社からの指図の実行等の対価	
合計	運用管理費用(信託報酬)=運用期間中の日々の基準価額×信託報酬率	

信託財産の監査にかかる費用(監査費用)として監査法人に年 0.0055%(税抜 0.005%)を支払う他、有価証券等の売買の際に売買仲介人に支払う売買委託手数料、 先物取引・オプション取引等に要する費用、資産を外国で保管する場合に当該資産の その他の保管や資金の送金等に要する費用として保管銀行に支払う保管費用、その他信託事務 <mark>費 用 ・ 手 数 料</mark> の処理に要する費用等がある場合には、信託財産でご負担いただきます。

- ※その他の費用については、運用状況等により変動しますので、事前に料率、上限額 等を表示することができません。また、監査費用は監査法人等によって見直され、 変更される場合があります。
- ※当該手数料等の合計額については、投資者の皆さまの保有期間等に応じて異なりますので、表示する ことができません。



ファンドの税金

- ・税金は表に記載の時期に適用されます。
- ・下記の表の税率は個人投資者の源泉徴収時の税率であり、課税方法等により異なる場合があります。

時 期	項目	税金
分配時	所得税及び 地方税	配当所得として課税します。 普通分配金に対して20.315%
換金(解約) 時及び 償還時	所得税及び 地方税	譲渡所得として課税します。 換金(解約)時及び償還時の差益(譲渡益)に対して20.315%

- ・上記は2021年5月末現在のものです。
- ・少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)、ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合 少額投資非課税制度「NISA(ニーサ)」、「ジュニア NISA(ニーサ)」をご利用の場合、毎年、一定の金 額の範囲で新たに購入した公募株式投資信託等から生じる配当所得及び譲渡所得が一定期間非課税と なります。他の口座で生じた配当所得や譲渡所得との損益通算はできません。ご利用になることがで きるのは、NISA(ニーサ)は満 20 歳以上の方、ジュニア NISA(ニーサ)は 20 歳未満の方で、販売 会社で非課税口座を開設する等、一定の条件に該当する方が対象となります。詳しくは、販売会社へお 問合わせください。
- ・法人の場合については上記と異なります。
- ※外国税額控除の適用となった場合には、分配時の税金が上記と異なる場合があります。
- ※税法が改正された場合等には、上記の内容が変更されることがあります。税金の取扱いの詳細につきましては、税務専門家等にご確認されることをお勧めいたします。

